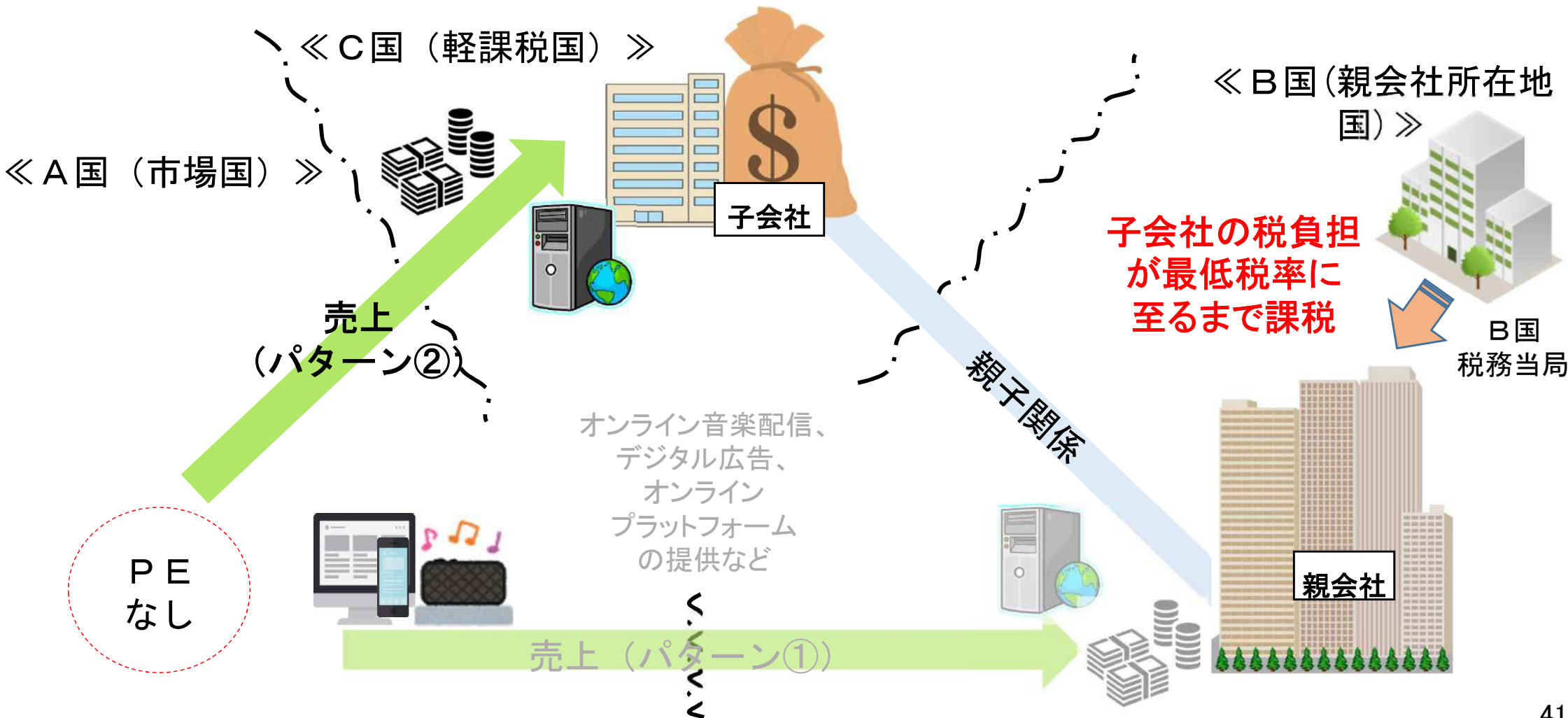


## 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)の考え方

### 第2の柱

- 国際的に最低限の実効税率(15%)を定めた上で、それを下回る国(=軽課税国)における最低税率での課税を確保。親会社所在地国が、親会社に対して、子会社の税負担が最低税率に至るまで課税(所得合算ルール)。

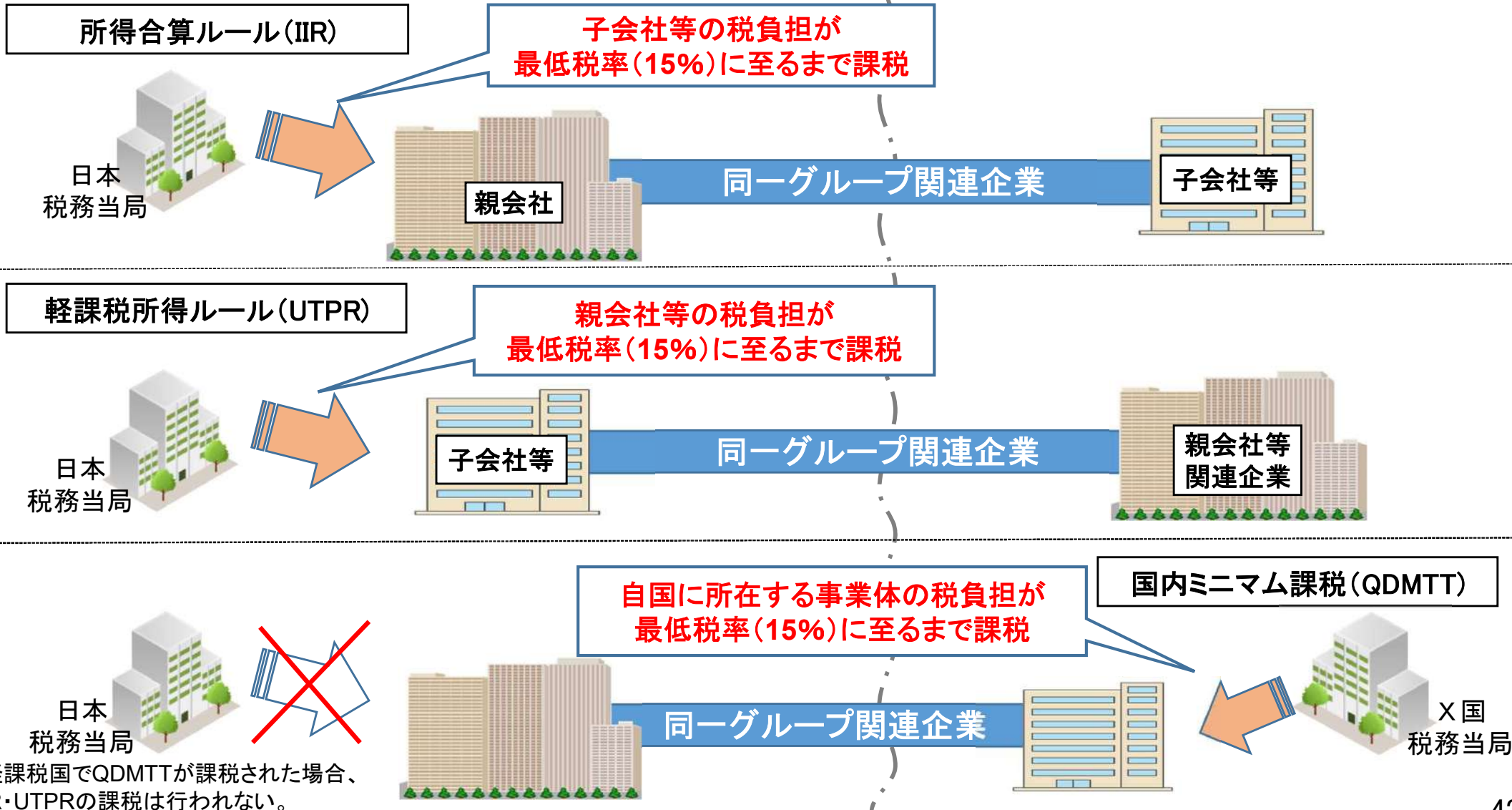


## 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
- 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討。

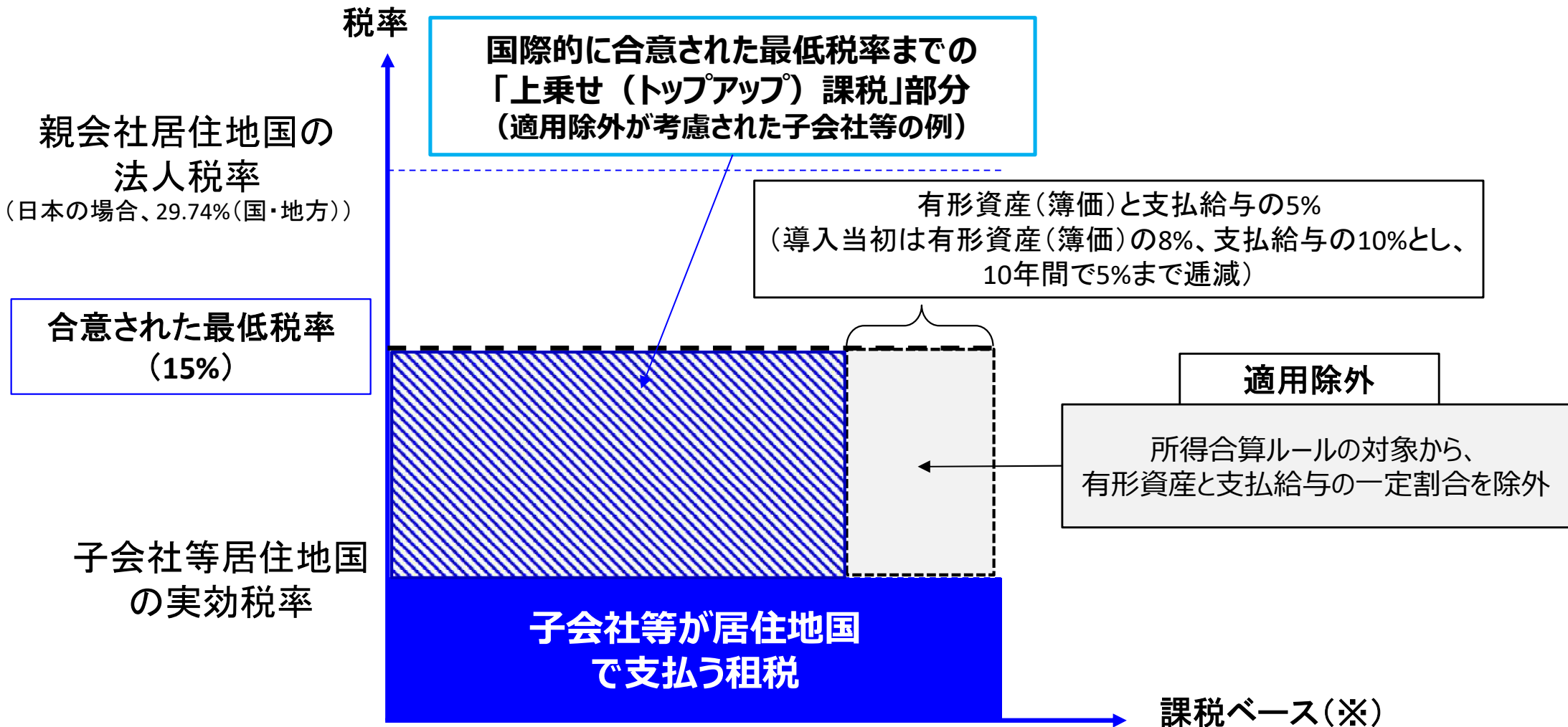
《日本(通常の税率)》

《X国(軽課税国)》



## 第2の柱（所得合算ルールイメージ）

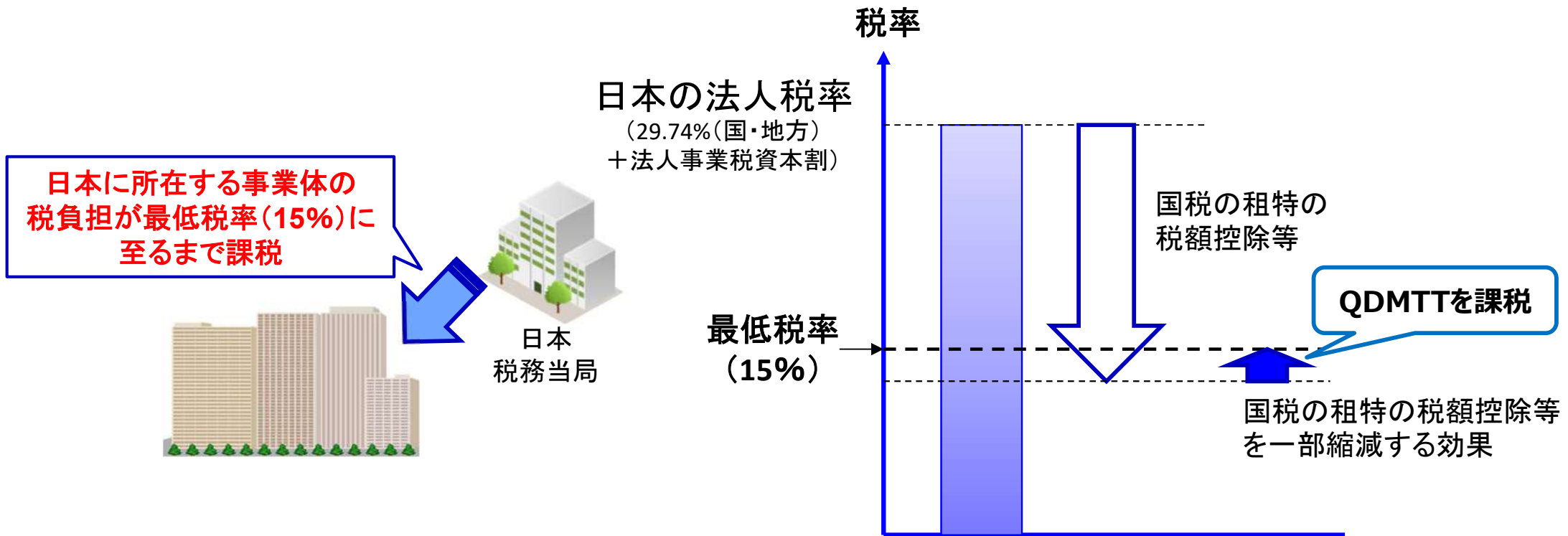
軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

# 国内ミニマム課税(QDMTT)のイメージ

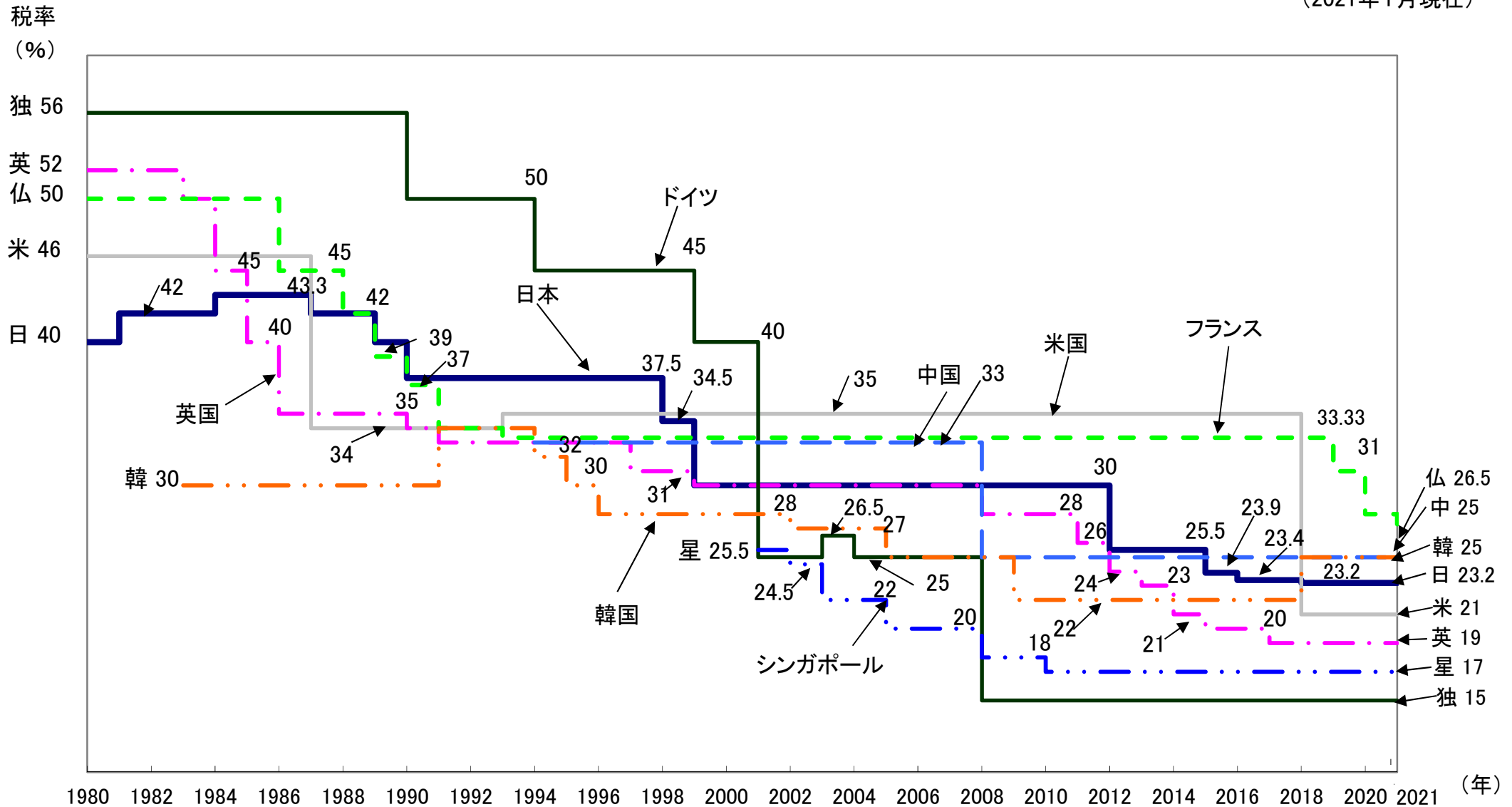
- 国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)は、自国に所在する事業体全体の実効税率が15%未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐため、各国が導入できる制度。
- 日本においては、国税の租税特別措置の税額控除等の適用により各企業グループの実効税率が15%を下回った場合に、QDMTTにより実効税率を15%まで引き戻す効果がある。



※ QDMTTの税額の計算においては、課税ベースとなる所得から、有形資産(簿価)と支払給与のそれぞれ5%に相当する額が控除される。(適用除外)


# 主要国における国の法人税率(基本税率)の推移

(2021年1月現在)



(注1) 日本及び英国については各年度(4月始まり)、その他の国については各年1月現在の税法に基づく。  
 (注2) 韓国は1982年以前、中国は1993年以前、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。  
 (注3) 上記は国税について示している。なお、上記のほか、日本では事業税及び住民税等、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、国土経済税(地方税)等、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。

# 諸外国における第2の柱(GloBEルール)の実施に向けた取り組み状況 (2022年10月時点)

- 
- デジタル課税の第2の柱(GloBEルール)に関し、2021年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2022年の各国国内法導入と2023年(軽課税所得ルール(UTPR)は2024年)の実施目標について合意。
  - 2021年12月には各国法制化の基礎となるモデルルール、本年3月には当該モデルルールのコメントリーに合意・公表。

## 第2の柱導入に関するEU指令



EU

- 2021年12月22日、本年前半までの全会一致での承認を目指し、欧州委員会がEU指令草案を提案。
- 本指令案では、「BEPS包摂的枠組み」で合意されたモデルルールに沿った措置に加え、①同一国内のみで操業する企業グループ等に対しても所得合算ルール(IIR)の適用を求めるとともに、②各国において国内ミニマムトップアップ課税(DMTT)の導入を可能とすることを提案。EU指令採択後に、各国において法制化が必要。
- 本年3月以降、EU経済財務大臣理事会(ECOFIN)において議論されているものの、ハンガリーが反対し、採択に至っていない。導入時期は、2023年12月31日を想定。
- 本年9月、仏・独・伊・蘭・西が2023年中のグローバル・ミニマム課税の実施について大臣名での共同宣言を発出。

## GILTI税制等の改正に向けた動き



米国

- トランプ政権下の税制改革(2017年)の一環として、GILTI(Global Intangible Low-Taxed Income)税制を導入。米国法人が支配する外国子会社の全世界での税負担率が一定の水準に達するまで、米国親会社において課税する制度。現時点のGILTI税率は10.5%。
- 2021年3月、バイデン政権の公約である「Build Back Better(BBB)」において、GILTI税制の改正等を提案(GILTI税率の21%への引上げや、子会社税負担率の全世界ブレンディングから国別ブレンディングへの移行等)。
- GILTI税率を15%とする妥協案を含むBBB法案は2021年11月に下院通過したものの、上院審議は2022年に持ち越し。
- 本年8月、BBB法案の名称を変更し規模を縮小した「2022年インフレ抑制法」が成立するも、GILTI税制の改正は含まれず。

## IIRに関する法案の公表



英国

- 本年1月11日、英国財務省が英国での第2の柱導入に関するパブコン文書を公開(〆切:4月4日)。本文書では、本年夏に法案を提出後、2022年-23年財政法におけるIIRの法制化と、IIRは2023年4月1日、UTPR及びDMTTは最速で翌年4月1日の施行開始を提案。しかし、パブコンにおける他国に先駆けた施行に対する懸念を受け、6月、IIRの施行を2023年末まで延期することを公表。
- 本年7月20日、第2の柱のIIRに対応する「Multinational Top-up Tax」に関する法案を公表。2023年12月31日以後に開始する会計年度から適用される。

# 5 . 税の透明性の向上のための 国際的な取組み

## いわゆる「パナマ文書」等の概要（報道ベース）

○ 非営利の組織「国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ)」が、いわゆる「タックスヘイブン(租税回避地)」に設立された法人等に関する内部文書入手し、調査記事を報道。

※ ICIJ(International Consortium of Investigative Journalists)は、世界100カ国以上の報道機関のジャーナリストが連携し、国際的な汚職や犯罪を調査報道する組織。本部はワシントンDC。

○ 国家の要職経験者等の著名人に関連する情報も含まれているとされている。

### いわゆる「パナマ文書」等、ICIJが報道した「文書」の概要

	「パナマ文書」 (2016.4)	「バハマ文書」 (2016.9)	「パラダイス文書」 (2017.11)	「パンドラ文書」 (2021.10)
データ流出元	パナマの法律事務所	バハマの法人登記関連部署	バミューダ諸島の法律事務所等	全世界の14の法律事務所等
流出したデータの数	1,150万点	130万点	1,340万点	1,190万点
含まれる文書の種類	電子メール、契約書、顧客パスポート、内部メモ、会計帳簿 等	法人登記簿	電子メール、契約書、銀行口座、法人登記 等	法人登記、契約書、顧客パスポート、銀行取引明細書、税務申告書 等